



子どもの貧困の現状と課題

貧困とは何か

◎貧困の定義(*公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン・厚生労働省HPから)

絶対的貧困

食べ物が無い、家がないなど人間としての最低限の生存条件を欠くような貧困
⇒ 主に途上国に多い

相対的貧困

世帯の所得が、その国の全世帯の所得の中間値の半分に満たない状態
(現在、日本では2人家族の貧困線は172万円で、3人家族は211万円。
それを下回る世帯)=その国の文化水準、生活水準に比して、適正な
水準での生活を営むことが困難な状態
⇒ 国内の所得格差であるため、先進国でも生じる問題

現在、日本で問題になっているのは **相対的貧困**

◎世界の中の日本の貧困状況

- ・先進国35ヶ国中、日本の相対的貧困率は7番目に高い



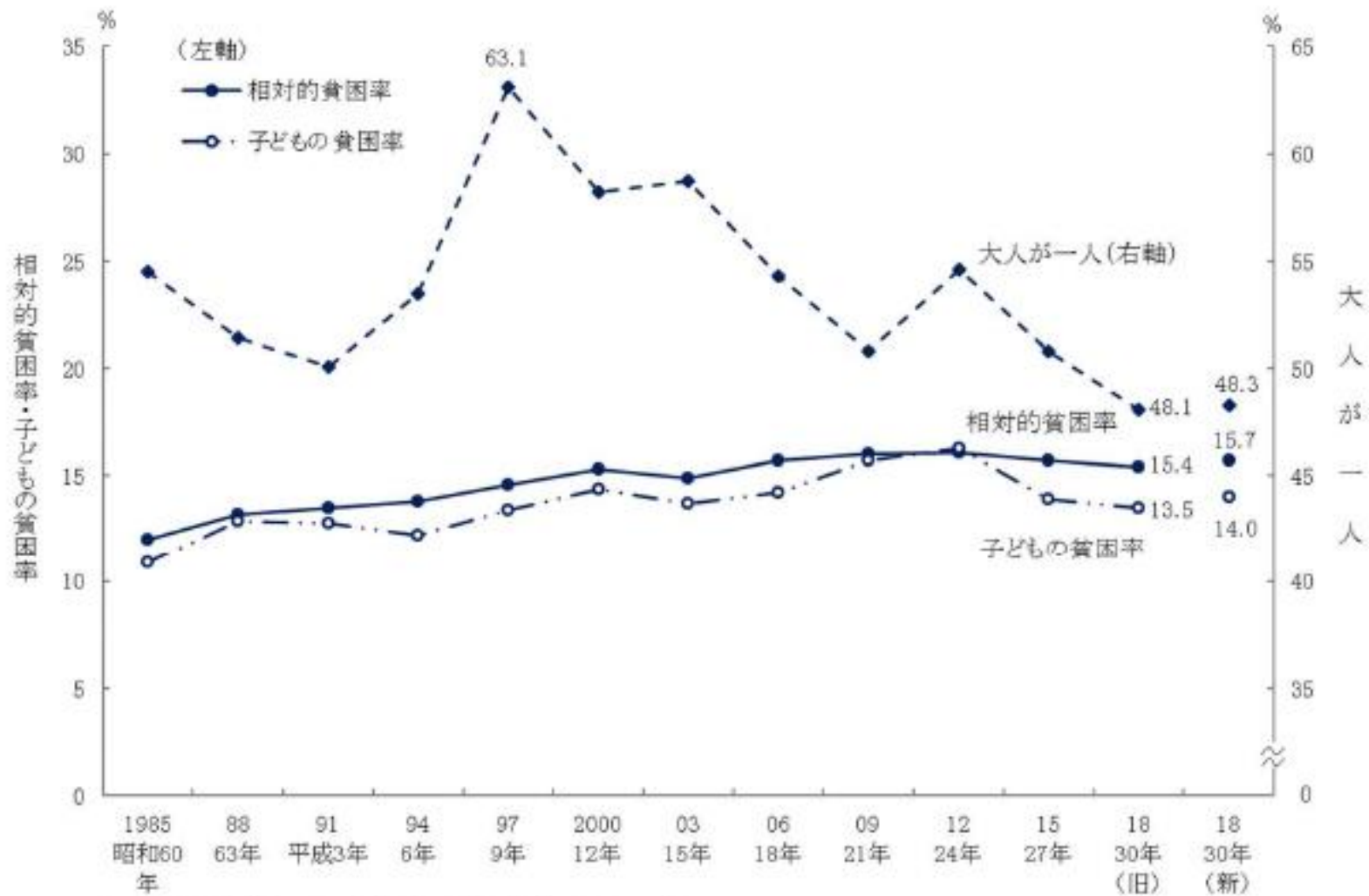
日本の子供の貧困の現状

- ▶ 日本の子どもの相対的貧困率は平成27年度でようやく減少に転じたものの、日本の子どもたちの約7人に1人は貧困状態である
- ▶ ひとり親家庭の半数が今も貧困状態にある

貧困率の年次推移

	1985 (昭和60年)	1988 (63)	1991 (平成3年)	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30) 新基準	
	(単位：%)												
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
一人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
一人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
	(単位：万円)												
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124

- 注：1) 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。



- 注：1) 1994 (平成6) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018 (平成30) 年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

厚生労働省「平成30年度 国民生活基礎調査の概況」より

◎ ひとり親家庭の現状①（世帯数）

ひとり親世帯数（母子世帯等調査）

25年間で、**母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍**

母子世帯数^{（注）} 84.9万世帯 → 123.8万世帯（ひとり親世帯の約85%）
 父子世帯数^{（注）} 17.3万世帯 → 22.3万世帯（ひとり親世帯の約15%）
 （昭和63（1988）年度） （平成23（2011）年度）

（注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数
 なお、母子のみ世帯、父子のみ世帯の数は下表の通り

児童のいる世帯のうちひとり親家庭の割合（国民生活基礎調査）

※児童＝18才未満の未婚の者

	昭和63年	平成6年	平成12年	平成18年	平成24年
児童のいる世帯（a）	1,643万	1,359万	1,316万	1,250万	1,209万
母子のみ世帯（b）	55.4万	48.3万	58.7万	71.7万	82.1万
b/a	約3.4%	約3.6%	約4.5%	約5.7%	約6.8%
父子のみ世帯（c）	10万	8.4万	8万	10万	9.1万
c/a	約0.6%	約0.6%	約0.6%	約0.8%	約0.8%

◎ ひとり親家庭の現状②（就業状況）

ひとり親家庭の就業状況

	母子世帯	父子世帯	一般世帯
就業率	<u>80.6%</u>	91.3%	女性64.4% 男性81.6%
雇用者のうち 正規	43.0%	87.1%	女性45.6% 男性80.1%
雇用者のうち 非正規	<u>57.0%</u>	12.9%	女性54.4% 男性19.9%
平均年間 就労収入	<u>181万円</u> 正規 : 270万円 非正規: 125万円	360万円 正規 : 426万円 非正規: 175万円	平均給与所得 女性269万円 男性507万円

（出典）母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査、一般世帯は平成26年労働力調査、平成22年分民間給与実態統計調査

◎ ひとり親家庭の貧困の現状

ひとり親家庭の養育費受取率、進学率、相対的貧困率等

	母子世帯	父子世帯	全世帯
養育費の取決率 受取率	37.7% 19.7%	17.5% 4.1%	-
子供の進学率	高校等 :93.9% 大学等 :23.9% (+専修学校等^(注1) :41.7%)		高校等(通信除く):96.5% 大学等(通信除く):53.7% (+専修学校 ^(注2) :70.7%)
生活保護受給率	14.4%	8.0%	3.22%
ひとり親家庭の 相対的貧困率	54.6% (2012年)	大人が2人以上いる 世帯の相対的貧困率	12.4% (2012年)

(出典)母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯の進学率は平成26年度学校基本調査
生活保護受給率は平成24年度被保護者調査・平成24年国民生活基礎調査 相対的貧困率は平成25年国民生活基礎調査

(注1)専修学校等=専修学校(一般課程・専門課程)+各種学校

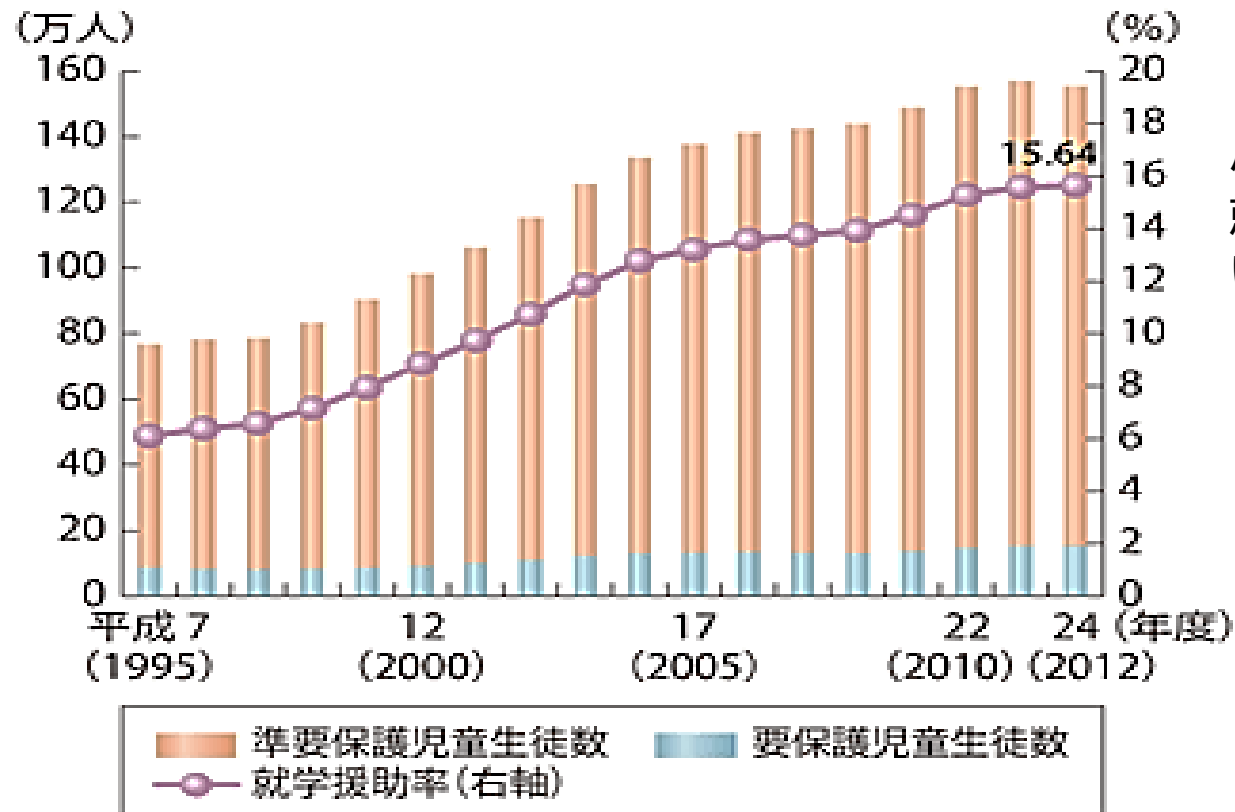
(注2)専修学校=専修学校(専門課程)

(※)中退率(全世帯): 高等学校 1.7% (平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について)
大学・短期大学・高等専門学校 2.65% (平成26年 文部科学省 学生の中途退学や休学等の状況について)

◎ 子どもの就学援助の状況

第1-3-39図

小学生・中学生に対する就学援助の状況



小・中学生(義務教育)への
就学援助の割合は増えて
いる

それでは 高校は？

…そして、その先は？

(出典) 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」

- (注) 1. 学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者(準要保護者)に対し、就学援助が行われている。
2. ここでいう就学援助率とは、公立小中学校児童生徒の総数に占める就学援助受給者(要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計)の割合。

子どもの貧困が及ぼす影響



食べるものや住むところがない（絶対的貧困）
わけではないが・・・

たとえば 自転車、ゲーム、部活、洋服

習い事、塾、進学・・・

どうせ僕なんか

自分は誰にも大切にされていないという思い
（精神的な落ち込み・自己肯定感の低下）

努力しても報われないという思い
（無力感・自己効力感の低下）



子どもの貧困と児童虐待

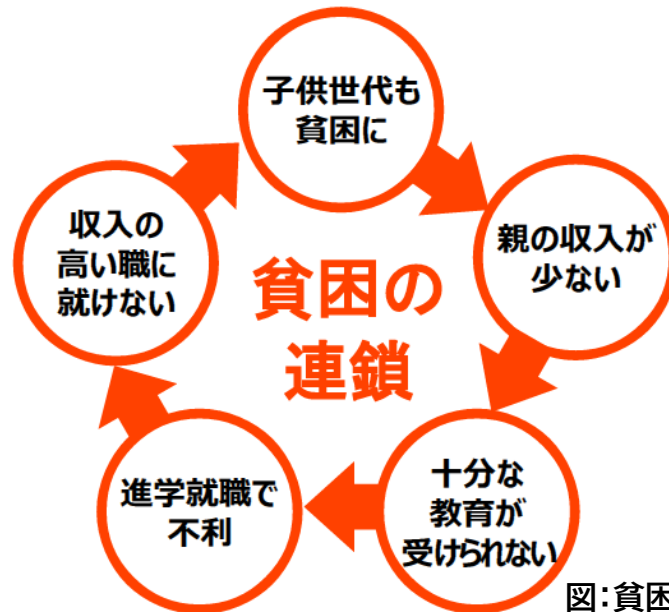
◎児童虐待の背景にはいくつかのリスク要因（保護者側のリスク・子ども側のリスク・養育環境のリスク）が複雑に絡み合っていることが多い。

⇒**貧困等、経済的な不安**は大きなリスクのひとつ

◎「**経済的な貧困**」と「**精神的な貧困**」

⇒精神的な落ち込みは、絶対的貧困よりも相対的貧困の方が深刻

◎貧困の負の連鎖



**貧困家庭の多くの親もまた、
貧困家庭で育っている**

図：貧困の連鎖

(内閣府, 2017「国における子供の貧困対策の取組について」から)

子どもの貧困対策の推進に関する取り組み

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年)

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とするもの

「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年)

「子どもの貧困対策推進法」に基づき、**全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現**を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する

◎子どもの貧困への支援の具体例

(総務省・文部科学省HPより)

◇教育の支援

無料の学習支援, 幼児教育の無償化 等

◇生活の支援

保護者の自立支援, 子どもの居場所作り(児童養護施設退所後の子どものアフターケア等), 子ども食堂 等

◇経済的支援

児童扶養手当の見直し, 養育費の確保に関する支援 等

◇保護者への就労支援

保護者の就労支援や学び直し 等

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
（平成25年）
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 （平成25年度）
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率:80.6%
（正規39.4% 非正規47.4%）
・父子家庭の就業率:91.3%
（正規67.2% 非正規 8.0%）
- 子供の貧困率 16.3% （平成24年）

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現